

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開請求に対する一部公開決定（令和5年3月8日付け岐阜市保保第328号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨及びその理由の要旨は、審査請求書、反論書及び再反論書並びに口頭意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

審査請求人が令和5年2月24日付けで行った公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、実施機関が「一部公開する」と決定した本件処分を取り消し、本件公開請求の対象となる公文書（以下「本件対象公文書」という。）を公開することを求める。

2 審査請求の理由の要旨

(1) 実施機関は、立入検査結果における指導内容（以下「本件情報」という。）が事業者の「事業上の正当な利益を著しく害することが明らかである」情報であるとして、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第6条第1項第3号の規定に該当することを理由に非公開としている。しかし、本件情報は、当該事業者が適切な診療行為を行っていないことにより発生したものであり、「事業上の正当な利益」と解釈することは明らかに無理がある。行政指導を受けるような治療を行っていたことを秘匿して得られる利益を「事業上の正当な利益」として、実施機関が保護するようなことがあって良いはずがない。

また、本件情報は、岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号ただし書の「個人の健康を、当該法人の行為によって生ずる危害から保護するために公開することが必要と認められる情報」又は「個人の生活を、当該法人の違法又は不当な行為によって生ずる重大な支障から保護するために、公開することが必要と認められる情報」に該当する。本件情報は、当該事業者の診療行為にどのような問題があったのか具体的に示したものであり、個人の健康を当該事業者の行為から生ずる危害から保護するために公開することが必要であることは明らかである。

加えて、審査請求人は、当該事業者が債務不存在の確認のために申し立てた民事調停において、調停委員から情報公開請求をして本件情報入手するよう求められている。本件情報は民事調停を円滑に行うために必要であり、「個人の生活を、当該法人の違法又は不当な行為によって生ずる重大な支障から保護するために、公開することが必要と認められる情報」に該当する。

岐阜市情報公開条例は、事業者の正当な利益よりも、個人の健康、生活を優先するよう求めている。正当とはとても言えない事業者の利益を

正当と解釈し、条例に反して個人の健康、生活よりも事業者の利益を優先することは明らかに間違っている。

- (2) 当該事業者は、歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第22条、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第23条、医療広告ガイドライン等に違反していると考えるが、行政処分はされていない。

現状は、行政処分が必要な治療行為が行われていても行政による対応がされず、民事訴訟で医療過誤が発見され、後追いでようやく行政処分が行われている。

岐阜市情報公開条例が事業者の正当な利益よりも健康を優先することを定めているのは、こうした実情を踏まえたものと判断することが妥当であり、本件情報は条例に従い公開されるべきである。

- (3) 実施機関は、岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号ただし書の規定の該当性は、事業者の利益と市民の健康被害の状況とを比較衡量をして判断したとしているが、そのようなことはどこにも書かれていない。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明及びその理由の要旨は、弁明書及び再弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由の要旨

- (1) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号の「法人等の事業上の正当な利益を害する」とは、当該情報が公開されることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められることを要するというべきであり、法的保護に値する蓋然性が必要であると解される（大阪地裁平成29年9月21日判決参照）。

本件公開請求は、特定の事業者を特定したものであり、立入検査の内容が明らかになれば、たとえそれが助言的な指導であったり、法令違反とまではいえないが改善することが望ましい事項であったりしたとしても、当該事業者が重大な法令違反を犯しているような印象を与え、当該事業者の社会的評価の低下を招くことが想定されるのであって、当該事業者の事業運営や競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が高いといえる。

- (2) また、岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号ただし書の規定に該当するためには、当該情報が非公開とされることによって現に個人の健康等への危害や生活への重大な支障が発生しているか、将来これらの危害や支障が生じる蓋然性が高く、当該情報を公開することによってこれらの危害や支障が除去される蓋然性がある場合であって、当該情報を非公開とすることにより害されるおそれのある個人の健康や生活等を保護する必要性と、これを公開することにより害されるおそれのある社会的信用等の法人等の利益の保護の必要性とを比較衡量し、前者が後者に優越す

ることが必要であると解される（大阪地裁平成29年9月21日判決、令和3年7月26日付け岐阜市情報公開・個人情報保護審査会答申参照）。

通常、医療機関等による法令違反が原因で個人の健康等に危害が生じうる場合、医療法（昭和23年法律第205号）その他関係法令、ガイドライン等で定められた手続に基づいて当該法令違反が公表されたり、刑事処分がなされたりすることで、個人の健康等の保護が図られることが予定されているところ、本件公開請求があった令和5年2月24日現在まで、そのような公表や刑事処分を受けた事実はない。

当該事業者については、一定の措置を講ずる必要があるとしても、それは個人の健康等の保護を図るべき利益を具体的に観念できるようなものではなく、現に個人の健康等への危害や生活への重大な支障が発生しているとか、将来これらの危害や支障が生じる蓋然性が高いとは認められない。

したがって、本件情報は、岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号本文に該当すると認められ、かつ、同号ただし書に該当するとは認められない。

第4 当審査会の判断

1 問題の所在

実施機関は、本件情報が岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号本文に該当することを理由に本件処分を行っている。そこで、以下、その適否について検討する。

2 岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号該当性

(1) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号本文該当性

岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号本文は、「法人その他の団体（略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該個人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められる」情報（以下「法人情報」という。）を不開示情報としている。このうち「事業上の正当な利益」とは、法人等又は事業を営む個人が公正な競争原理のもとで行う事業に係る利益をさし、そこには信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位に係る利益も含まれるものと解される。

これを本件についてみるに、本件情報は職員が医療法第25条第1項の規定に基づき特定の診療所に対して行った検査の結果を踏まえて、当該診療所に対して行った指導内容を記載した情報である。それは、当該診療所が適正な医療を行う場に相応しい施設となるように行われた指導内容であり、これが公開されることにより、当該事業者の社会的評価の低下を招くことが想定され、当該事業者の信用に係る正当な利益が著しく害されることが明らかであると認められる。したがって、本件情報は法人情報に該当する。

(2) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号ただし書

もともと、岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号ただし書は、法人情報であっても、「ア 個人の生命、健康、生活、財産又は環境を、当該法人等又は当該事業を営む個人の行為によって生ずる危害から保護するために、公開することが必要と認められる情報」及び「イ 個人の生活を、当該法人等又は当該事業を営む個人の違法又は不当な行為によって生ずる重大な支障から保護するために、公開することが必要と認められる情報」を不開示情報とはしない旨、定めている。その結果、本件情報がこれらの情報に該当するとすれば、本件情報を不開示とした本件処分は違法であるといえる。

そこで、本件情報がこれらの情報に該当するのか否か、さらに検討する。

(3) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号ア該当性

本件情報が岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号アに該当するためには、当該情報が不開示とされることによって現に人の生命等への侵害が発生しているか、将来これらが侵害される蓋然性が高く、当該情報を開示することによってこれらの侵害が除去される蓋然性がある場合であって、当該情報を不開示とすることにより害されるおそれのある人の生命等を保護する必要性と、これを開示することにより害されるおそれのある社会的信用等の法人等の利益の保護の必要性とを比較衡量し、前者が後者に優越することが必要であると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、審査請求人は健康被害の存在を指摘するが、本件情報が不開示とされることによっていかなる健康被害が現に発生しているのか、また、いかなる健康被害が将来、生じる蓋然性が高いといえるのか、明らかではない。そのため、本件情報が不開示とされることによって現に人の生命等への侵害が発生しているとは認められないし、将来これらが侵害される蓋然性が高いということもいえない。

したがって、本件情報は岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号アの情報に該当しない。

(4) 岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号イ該当性

本件情報が岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号イに該当するためには、当該情報が不開示とされることによって現に個人の生活に重大な支障が発生しているか、将来個人の生活に重大な支障が生じる蓋然性が高く、当該情報を開示することによって個人の生活に係る重大な支障が除去される蓋然性がある場合であって、当該情報を不開示とすることにより害されるおそれのある個人の生活を保護する必要性と、これを開示することにより害されるおそれのある社会的信用等の法人等の利益の保護の必要性とを比較衡量し、前者が後者に優越することが必要であると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件情報が不開示とされることによって個人の生活に係る重大な支障が発生しているとは認められないし、将来個人の生活に係る重大な支障が発生する蓋然性が高いともいえない。こ

の点、審査請求人は特定の診療所との間で未だ解決されていない紛争を抱えていることをもって個人の生活に重大な支障が生じている旨、主張するが、そのような事情があるからといって、法人情報の開示が必要とは認められない。

したがって、本件情報は岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号イの情報に該当しない。

(5) まとめ

以上から本件情報は岐阜市情報公開条例第6条第1項第3号本文に該当し、かつ同号ア及びイの情報に該当しないといえる。そうすると、本件情報が法人情報に該当するとして、本件情報を不開示とした本件処分は違法・不当ではない。

3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会までの審査経緯等

令和5年	2月24日	公文書公開請求
	3月8日	実施機関による一部公開決定
	4月3日	審査請求
	5月8日	実施機関による弁明書及び証拠書類の提出
	6月7日	審査請求人による反論書及び証拠書類の提出
	6月30日	実施機関による再弁明書及び証拠書類の提出
	7月25日	審査請求人による再反論書の提出
	8月21日	審査庁による口頭意見陳述の実施
	9月1日	審査会への諮問
	9月25日	審査会の審議
	10月23日	審査会の審議
	11月20日	審査会の審議
	12月18日	審査会の審議及び答申

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長	土	田	伸	也
委員	池	田	紀	子
	井	上	吉	博
	岩	田	尚	之
	三	谷		晋